第414回埼玉県内水面漁場管理委員会

議 事 録

	F3X	•		2.3	
開催場所	WEB会議		担当書記	大力 圭	三 太郎
会議日数		2月15日 2月15日		1日間	
出席者数	委員定数13名	中出席者11	. 名		
	岡本 信明	坂本	均	公本泉	新井 博
出席委員	岡田 信義	米田和	夫 大/	人保 香里	大図 早孝
	田中深貴男	矢野	雅 古	谷 愛子	
欠席委員	島田 敬万	田中喜久	雄		
八冊安貝					
県出席者	農林部副部長	横塚 正-	- 生產	至振興課長	長谷川征慶
	担当副課長	青木 伯生	担	当主幹	南原 惠子
	担当主任	大力圭太郎	3		
	水産研究所長	長嶋 聡	担	当部長	山口光太郎
	技師	岡部 貴文	技能	币	小山 知洋
事務局	生産振興課長	長谷川征慶	 担	当副課長	青木 伯生
署名委員	会 長 <u></u> 委 員 <u></u>				
	委 員				

会議に付した議案並びに審議結果

審議

議案番号	件名	結 果
1	コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について	可決
2	外来魚の再放流禁止に係る委員会指示について	可決

協議

議案番号	件名	結	果
1	埼玉東部漁業協同組合の遊漁規則の変更について		
2	武蔵漁業協同組合の遊漁規則の変更について		

報告

報告番号	件名	結果

発 言 者	発 言 内 容
司 会	第414回埼玉県内水面漁場管理委員会を開催します。 本日は新型コロナウイルスの感染状況を考慮しまして、Z00Mを用いた Web会議とさせていただきます。本日は13名中11名の委員の出席をいただ いており、過半数を満たしていることから委員会事務規程第6条の規定に より本委員会は成立します。 開会に当たり、会長、御挨拶をお願いします。
会長	今回も新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、Web 会議とさせていただきます。委員の皆様には御理解、御協力をお願いいたします。 来月からは渓流釣りが解禁となります。渓流釣りは自然の中に身をおき、川のせせらぎや鳥のさえずりをききながら、美しいヤマメやイワナ等の釣りを楽しむものであります。コロナの影響で不自由な生活を余儀なくされている中ですが、ぜひ多くの方が渓流釣りで気分を一新していただければと切に思うところであります。 本日の委員会は審議事項2件と、協議事項2件が予定されています。 委員の皆様には忌憚のない御意見をいただき、有意義な議論が進められますよう宜しくお願い申し上げます。 本日は今年度最後の委員会となります。厳しい寒さが続きますが、各委員の皆様には御健康に充分御留意され、元気に過ごされますよう祈念し挨拶とさせていただきます。
司 会	続きまして、農林部副部長より御挨拶を申し上げます。
農林副部長	本日は通常の会議を予定しておりましたが、新型コロナの拡大を 考慮しまして、Web 会議といたしました。私も分散勤務で本日自宅から参加させていただいております。委員の皆様におかれましては、 御理解と御協力をお願いいたします。 本日の議題は審議事項として、コイヘルペスウイルス病のまん延 防止に係る委員会指示と外来魚の再放流禁止に係る委員会指示の2 件、また協議事項として、埼玉東部漁協と武蔵漁協の遊漁規則の変 更の2件の合計4件となっております。 委員の皆様におかれましては、慎重な御審議を賜りますようお願いするとともに、今後とも本県水産業の振興への御支援、御協力のお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

司 第414回委員会を開催します。会長に議長をお願いします。 会 本日の傍聴は0名です。 議 長 初めに委員会事務規定第11条により議事録署名人を岡田委員と米田 委員を指名します。書記については事務局にお願いします。 審議事項が2件、協議事項が2件ありますので、円滑に進行するよう 努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。なお、発言された内 容は議事録に記載され、県ホームページで公開されるので御了承願いま す。 次第に基づき、審議事項1「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係 る委員会指示ついて」を事務局から説明願います。 事 務 局 コイヘルペスウイスル病のまん延防止を図る、委員会指示の期間を1 年延長しようとするものです。 背景を説明させていただきます。 コイヘルペスウイルス病は 1998 年 (平成10年) イスラエルで発生して以来、各地で被害をもたらし、日 本では2003年(平成15年)に霞ケ浦で初めて発生が確認されました。 どのようなルートで日本に持ち込まれたかわかっていませんが、マゴイ やニシキゴイといったコイ特有の病気で、キンギョ、フナなど他の魚や 人間には感染が確認されていません。 感染したコイから水を介して他のコイに感染し、発病後のへい死率は 90%を超えるといわれています。感染しても目立った外部症状は少ない ですが、コイ自体の行動が緩慢になり、食欲不振に陥り、今のところ一 度感染してしまうと治療法がありません。

日本では茨城県の霞ケ浦で平成15年に発生してから全国各地で散発的に発生しており、埼玉県でも霞ケ浦で発生した年に発生しています。

これに対し国は、「内水面漁業の振興に関する法律」で国及び地方公 共団体ではコイヘルペスウイルス病等の伝染病疾病の予防及びまん延 防止を図るため移動制限その他必要な処置をするよう定めています。

埼玉県では、平成16年5月からコイヘルペスウイルス病のまん延防 止のため、埼玉県内水面漁場管理委員会でコイの生きたままの持ち出 し、及び持ち込みを禁止する指示を行い、水産研究所が河川パトロール と疑わしい場合はウイルス検査を行い、早期発見を図っています。

全国では、平成16年をピークに減少してきているものの、毎年発生 が続いており、令和2年は河川・湖沼などの天然水域や養殖場などで合 計15件発生しています。

埼玉県では平成15年から令和3年の1月まで、40件発生しており、 このうち河川など天然水域での発生が 19 件、公園や個人宅の池で 20 件、養殖場での発生が1件となっております。平成24年からしばらく 発生はありませんでしたが、平成31年2件、昨年は1件鶴ヶ島市内の 公園で発生がありました。 当委員会では、平成16年から公共用水面における生きたままのコイ の持ち出し及び持ち込みを禁止する指示を行っています。 平成 24 年の 東川での発生以降、河川でのコイヘルペスウイルス病の発生は見られて いませんが、水産研究所の試験研究によると県内の既発生水域では現在 もコイヘルペスウイルス病のウイルスが存在している可能性が高いこ とから、引き続き警戒が必要と考えています。このため、現在もコイへ ルペスウイルス病まん延防止に係る委員会の指示を継続する必要があ ると考えています。 指示の期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間 です。コイの放流については、遊漁者からは放流再開を望む声が多く聞 かれているため、水産研究所ではコイヘルペスウイルス病の発生したこ とのある水域において、放流試験を行っており試験結果によってはコイ の放流再開に向けた検討を進めたいと考えています。 御意見・御質問はないですか。 資料の霞ケ浦での網生けす飼育試験で、天然魚から感染を受けること が確認されたというのは、いつのデータですか

議 長 委 員 事 務 この件についての手持ち資料が今はないので、後ほどお答えいたしま 局 す。 委員、後ほど確認してお知らせするということでよろしいでしょう 長 議 か。 委 はい。了解です。 員 先ほどの説明だと、放流の再開に向けて検討するというお話があった ので、霞ケ浦のデータが最近のデータであれば考えなければならないと 思いました。 私はかなり古いデータと推察しますが、後で御報告します。 議 長

他に御質問はありますか。

無いようでしたら審議事項1を可決します。次は審議事項2の外来魚の再放流禁止の委員会指示について事務局から説明をお願いします。

事 務 局

当委員会では、在来魚に及ぼす影響が懸念されるため、オオクチバス などの4種の外来魚について再放流を禁止する指示を出しています。

本委員会の指示について、外来魚の再放流禁止を決議した平成28年2月の第396回委員会において、ブラックバスの釣り人など業界への影響が大きいという意見があったことから、外来魚対策において引き続き検討を行うとの附帯決議がなされました。この附帯決議に基づき、第397回、第398回及び第401回委員会にて審議を進め、平成30年2月の第402回委員会と令和2年2月の第408回委員会において再放流禁止の委員会指示が継続されています。また、審議の過程において、外来魚の再放流禁止に一部除外水域を認めることについては、条件が整うまで継続し、具体的な案が提案された際に再検討をするということが確認されています。

第 408 回委員会以降、具体的な提案がないため、委員会指示を継続する案を出させていただきました。

それでは、審議に先立ち外来魚対策について情報提供をさせていただきます。

平成12年にコクチバスが県内で初めて確認されました。コクチバス はオオクチバスと比較し、低い水温や河川の流れの急なところでも生息 可能で、アユやヤマメなどの水産資源の重要な魚種に影響を及ぼす危険 性があるため、平成12年10月10日に荒川、入間川、越辺川の3河川 について再放流及び生体の持ち出し禁止を指示しました。翌年には入間 川上流の有馬川でも確認されたことから、有馬川を追加しました。更に 平成14年には群馬県境の神流川でも確認されたので追加しました。そ の後2年ごとに指示を継続し、水産研究所の調査からチャネルキャッ トフィッシュの生息域が拡大傾向にあるため、平成23年にチャネルキ ャットフィッシュを追加するとともに、対象区域を県内公共用水面に拡 大しました。なお、この間に平成17年6月1日に外来生物法が施行さ れまして、特定外来生物の飼養、運搬、野外への放流が禁止されました。 平成26年には、外来魚駆除事業の成果により、オオクチバス、ブルー ギルの生息域の拡大や個体数の増加による在来魚への影響が懸念され たことから、これらの 2 種を再放流禁止の対象魚種として追加しまし た。

平成11年度から令和3年度まで20年間で64,332尾の外来魚が採捕

			されており、在来魚に及ぼす影響は未だ大きいと考えております。 全国の状況を見ると、現在は13の県で外来魚再放流禁止の委員会指示が出されております。そのうち群馬県を除く全ての県でオオクチバス、コクチバス、ブルーギルなど再放流が禁止となっています。 オオクチバス、コクチバス、ブルーギルなどの外来魚は、県内の公共用水面で生息し、生息域の拡大や個体数の増加で、在来魚への影響が懸念されます。そのため、指示の内容は、「オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュは採捕した河川及びその連続する水域に再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に要する場合で当委員会が承認した場合はこの限りではない。」とし、対象水域は、「県内の公共用水面」で現行と同じです。対象期間は「令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間」です。御審議をお願いします。
議		長	ただいまの説明について、御意見御質問がありますか。
委		員	秩父には4つのダムがあり、ワカサギ釣りが人気で、うちの監視員がまわって監視しているが、バス釣りの方はかなり再放流しているとの情報がある。過去にパンフレット等を配布してもらった経緯があるが、できれば、看板を各地に設置することについて県で検討をお願いしたい。
議		長	委員の質問の再放流禁止の看板設置について、県の見解はどうでしょ うか。
事	務	局	看板については、基本的には地元漁協にお願いしたいと考えています が、相談させてください。
議		長	委員、今の意見でよろしいでしょうか。
委		員	はい。わかりました。
議		長	他に御意見はありますか。
委		員	私の釣り仲間が、外来魚の再放流禁止に理解しつつも、行政や漁協で 外来魚を引き取る制度を提案しているがどうでしょうか。
議		長	ただいまの委員の御質問について、事務局の御回答お願いします。
事	務	局	埼玉県では殺処分をお願いしています。あとはスズキの仲間なので持

	ち帰って食べていただくのもよいかなと思います。
議長	今の御回答でよいでしょうか
委員	はい。ありがとうございます。
議長	その他に御質問ありますか
委員	オリザネットでも田んぼ周辺の魚を増やす活動を農家の方としています。漁協の方も熱心に外来魚対策に取り組んでいますが、魚が住みやすい環境作りが同時に大事だと思っています。河川や農業用水路、ため池が整備されコンクリートで固められた構造になり、魚が捕食者から逃げ込めるところが少なくなってきています。 埼玉県では魚影豊かな川づくりを進めていることから、ぜひ外来魚対策と同時に魚が住みよい水辺の整備も同時に進めていただきたく、宜しくお願いします。
議長	ありがとうございました。委員の御意見は要望として承ります。 他に御意見がないようでしたら、委員会として外来魚の再放流禁止に係 る委員会指示を可決します。 続きまして協議事項に入らせていただきます。 協議事項の埼玉東部漁協の遊漁規則の変更について、事前討議につい て水産研究所から説明してください。
水産研究所	埼玉東部漁業協同組合から遊漁規則の変更の事前協議の提出がありました。 変更の内容は、これまで埼玉東部漁業協同組合で定めのなかった釣り の道糸の本数について、遊漁者間のトラブルを回避するために一人3本以 内に制限しようとするものです。詳しい内容は担当から御説明します。
水産研究所	埼玉東部漁業協同組合の漁場である古利根川、葛西用水、中川などの河川では、複数の竿を立てたコイ釣りが見られ、多い場合では竿5,6本が置かれています。この釣りでは釣り人当人は竿から離れていることが多く、竿を並べた10メートルほどの区間を長時間占用しています。このためフナ釣り等の他の釣り人から漁場の占用に対する苦情が寄せられていますが、遊漁規則では道糸の本数を制限する規定がないため、指導等の対応に苦慮しています。関連したトラブルが年間5件程度発生しており、

今後も発生することが予想されます。また、県内の他の漁業協同組合は、 すべて道糸の本数を2~3本以内と定めて制限していますが、当漁協では 道糸の本数制限を定めておらず、無制御の状態が続いています。

このため漁場の円滑な利用を図ることや、魚類資源の保護の観点から も、釣りの道糸を3本以内に制限し、釣り人同士が共存する漁場となるよ う、遊漁規則の変更を行うものです。

第3条第2項に道糸の制限を加えることになります。第2項を読み上げます。ア欄に掲げる漁具・漁法についてはイ欄に掲げる範囲でなければならない。ア漁具・漁法の釣りについては、イ規模は道糸3本以内となっております。

議 長

ただいまの説明でご質問があればお願いします。

議 長

御質問がないようですので、協議事項1について委員会からの意見はありません。

次は第2号議案の武蔵漁業協同組会の遊漁規則の変更について事前協議を行います。水産研究所から説明をお願いします。

水産研究所

第2号議案について説明します。遊漁規則変更に関して、武蔵漁協から 事前協議がありました。

変更内容は、小川町下里地区の槻川に冬季の利用を目的とした冬季限定のキャッチ&リリース(以下「C&R」という。)の釣り専用区を設けるものです。

具体的な変更内容は3点あり、一つ目は10月から翌年4月までのC&R区間を槻川(小川町小川、大寺橋から小川町下里、坂田橋下流300mまでの区域)に新設すること、二つ目はその区間・期間を釣り専用区とすること、三つ目は遊漁料金について今回設定したC&Rの区間でのみ利用可能な「冬季にじます券」を1,500円、現場売り2,000円で新設するものです。詳細は担当から説明します。

水産研究所

新設する規則の内容は、第3条において「次の表のア欄に掲げる魚種は、 イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又 は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。ア 魚種 はます類、イ 区域は槻川(小川町小川、大寺橋から小川町下里、坂田 橋下流300mまでの区域)、ウ 期間は10月1日から翌4月30日まで。」と なります。 次に釣り専用区に追加する内容は、第7条に追加する形で、区域は槻川 (小川町小川、大寺町から小川町下里、坂田橋下流300mまでの区域)で、 期間は先ほどC&Rと同様に10月1日から翌年4月30日までとします。周年釣 り専用区となっている区間である槻川(小川町下里、柳町橋上流100mか ら下流100mまでの区間)も含まれるため、但し書きをしてその区間を除 きます。

続きまして遊漁料についてですが「冬季にじます券」を新設し、魚種は「にじます」(第3条表中に掲げる区間・期間に限る)その他の魚種として「うぐい」、「おいかわ」、「こい」、「ふな」、「うなぎ」、「どじょう」、「かじか」、「わかさぎ」、「なまず」としています。漁法は釣りのみ、期間は1日のみとし、料金は甲種の一日券が現行店売り1,000円、現場売り1,500円に対し、新設する冬季にじます券は店売り1,500円、現場売り2,000円となります。

「冬季にじます券」を追加するだけだと、第3条表中の区間で「甲種」と「冬季にじます券」の両方が使えてしまうことになるので、「甲種」の券にも変更を入れています。ます類の後に(「にじます」については、第3条表中に掲げる区間・期間を除く)とし、C&R釣り専用区間では「甲種券」は使えないこととします。C&R釣り専用区間で使えるのは新設した「冬季にじます券」のみとなります。

変更理由ですが、一つ目として現在、武蔵漁協管内は「イワナ」、「ヤマメ」が禁漁となる10月以降は利用できる釣り場が少なくなり、冬季は他の釣り場へ釣り人が流出しています。管内の河川は渓流魚が生息する水質・水量を保たれているため、地元の釣り人からは冬季の釣り場の新設が望まれております。

二つ目として漁場の有効活用と波及効果として、釣り人からの要望に応え、槻川の「にじます」のC&R釣り専用区を新設することで、漁協活動の活性化や、釣り場に新たに人が集まるという点からも、地元自治体の小川町が進めているにぎわいの創出にも貢献できると考えられます。

冬季釣り場を新設する上での問題点として、現状の遊漁規則では冬季釣り場の予定地は、一部が釣り専用区となっています。また、その他の区間は網漁具を現状使用することができます。釣りあげた魚は持ち帰ることができるため、放流資源にのみ依存する「にじます」の資源管理は非常に困難であり、収支面でマイナスになることが予想されます。

このため問題を解決し有益な冬季釣り場とするためには、遊漁規則を 変更する必要があり、このことにより網などの釣り以外の遊漁者とのト ラブルを防ぎ、漁獲を抑制することで放流量を抑えることができます。 また、C&R区間とすることで、資源の減少を抑え、放流量の抑制につな がります。

区間の設定理由として、この区間は非常に流れが緩やかになっている 地点が多く、川岸に広いスペースがあり、釣りに適した漁場となってい ます。また、比較的川に接近しやすい環境が整っており、釣り場を新し く設置するときに問題となる、駐車場やトイレが既にあり、特に駐車場 は組合が地権者から借り受ける予定で、ほとんど釣り場専用となる予定 です。また、付近に埼玉伝統工芸会館(道の駅おがわまち)があり、人 が集まりやすい環境が整っております。本館は地元自治体の小川町が運 営に関わっていて、道の駅と連携し互いに人を呼び合うということも期 待されております。

収支予測として、入漁者数見込として、既にC&R設定している秩父漁協を参考にしています。秩父漁協の事例では、C&R区間は距離1.3km、放流量600kg/年、期間平均遊漁者数10人/日程度です。武蔵漁協のC&R区間は秩父漁協と比べて、3kmと長い反面、荒川と違い槻川は川幅が狭く12人/日と予想します。

これが10月から4月の7か月間、約200日を合計すると、年間2,400人の新規の釣り人が見込まれております。

放流予定量は「にじます」3,000匹を予定しています。

収入予想は現行甲種遊漁料に基づいた場合、1,000円/人 \times 2,400人/年間で2,400,000円/年間に対し、変更した冬季にじます券の場合、1,500円/人 \times 2,400人/年間で3,600,000円/年間になります。

支出予想は、魚仕入れが1,500円/kg×900kgで2,350,000円、漁場の管理のための人件費や、駐車場や家賃などの経費を入れると、合計3,600,000円になります。

収支を合わせるためにも遊漁料を1,500円にとする必要があります。 説明は以上になります。

議 長

新たに設定する区間は、甲種の遊漁承認証で、さで網、うけ、四つ手網、投網、やす突、釣りが使える区間と理解してよろしいでしょうか。 その中で一部区間だけが釣り専用と規定されているということでしょうか。

水產研究所

一部だけ釣り専用区間なので他の漁具は使えないが、甲種券は元々使えます。

	今回の改正が行われれば、新しい「冬季にじます券」のみ使えること になります。
議長	C&R区間では「冬季にじます券」のみ使えるということですね。甲種券が使えなくなるのはどこを読めばわかりますか。
水産研究所	遊漁規則の甲種券の魚種の欄にます類 (「にじます」については、第3条表中に掲げる区間を除く)とあり、C&Rを設定している3条の規定により、「にじます」を釣ろうとする場合に甲種券は使えなくなり、「冬季にじます券」が必要になります。
議長	元々甲種なので、網で採ってもC&Rになりませんか。
水産研究所	新しく釣り専用区となるので、使える漁具は釣りだけです。
議長	第3条にC&R区を設けるということですか。
水産研究所	第3条でC&R区間を新しく設定します。 第7条でC&R区間を10月から翌年4月まで釣り専用区とします。その期間 では、この区間で甲種券が使えなくなり、「冬季にじます券」のみ使え ることになります。
議長	第3条で先にC&R区間を作るということですね。みなさん、わかりましたか。先に甲種を取り上げこの区間は10月から4月までC&R区間とすることですね。
委員	質問があります。 一点目は、新設される第3条ですが、魚種が「ます類」となっていますが、理由では「にじます」に限るということですが、「やまめ」や「いわな」もC&Rになると考えていいのでしょうか。 二点目は今まであった釣り専用区は新しい遊漁規則でも存在するということだが、新設される釣り専用区の説明がよくわかりません。 三点目は、9条でます類(「にじます」については、第3条表中に掲げる区間・期間を除く)となっており、甲種では釣りであれば「やまめ」や「いわな」は9条では釣れることになっているが、3条では「ます類」で、C&Rの対象になっているとあるので説明をお願いします。
水産研究所	一点目の第3条で想定しているのは、「いわな」、「やまめ」、「にじます」

	です。 二点目の7条の区間ですが、周年釣り専用区となっています。 C&R区間は10月から4月まで釣り専用区間となります。ただし、従来の 釣り専用区は周年釣り専用のままです。 三点目の甲種券の「にじます」については、実際この区間は放流する 「ます類」は「にじます」しかいないので「にじます」となっています。
委員	この期間は「にじます」は生息していないという前提で、9条では「にじます」を除くとあり、3条では「ます類」とあり、表現を分かりやすくできないでしょうか。
議長	「ます類」と「にじます」が混在しているというのが、委員の御意見です。文章を整理してください。また、C&R区間は10月から3月まで、従来の釣り専用区はそのまま甲種券が使えるという説明がありましたが、C&R区間と設定するので、重複を避けるという意味でしょうか。甲種券で10月から4月までは使えると読めました。
水産研究所	重複している件については、C&Rの制限は10月1日から4月30日までと3 条でなっています。甲種券が使えないのは3条の区間なので、10月1日から4月30日まで甲種券は使えなくなります。そこでは「冬季にじます券」を買っていただくことになります。従来の釣り専用区としては残ります。
議長	従来の釣り専用区は残るので10月から3月の間も釣りができるということになるのでしょうか。私は違うように考えていました。全部のこの区間は3条でC&R区間が設置されるので優先され、周年の釣りの部分も10月から3月の間はC&Rができるのではないかと。3条4条5条とあり、3条の内容が優先されるのではないでしょうか。
水産研究所	新設するC&R区間は従来の釣り専用区も含めて10月から4月までC&R区間となります。
議長	従来の釣り専用区間は「冬季にじます券」でないと釣りができないということでしょうか。それとも釣り専用なので、1,000円の券で釣ってもいいということでしょうか。10月から3月は他のところも甲種券を使ってにじますを釣らなければ網を使って釣りをしてもよいのでしょうか。
水産研究所	10月から4月は釣りだけです。更にC&Rにするということです。

委員	今のお話ではC&R区間で、海でルアー釣りをする人が、あくまで対象は「うぐい」釣りをしていますというときは、1,000円がまかり通るということになりますか。その場合でも漁協は1,500円払ってくださいといえますか。
水産研究所	捕獲された魚が「にじます」なら「冬季にじます券」を買っていただくことになります。元々この期間は利用されてなかったので、そういった問題は起きにくいと思います。
議長	色々な御意見をいただき、事前協議にふさわしいと思います。もっと 整理して分かりやすい形にできるかと思います。後でトラブルになる前 にここで時間をとり本審議に入る前に整理した方がよいと思います。事 務局はいかがでしょうか。
水産研究所	いただいた御意見についてもう一度説明させていただく機会を設けた いと思います。武蔵漁業協同組合と相談して、次回の審議に向けて御説 明する準備をしたいと思います。いかがでしょうか。
事務局	了解いたしました。
委員	その中に検討材料として何点かお願いします。 C&R期間は10月1日から翌4月30日となっていますが、期間の根拠、5月1日以降その場所がどうなるのか検討して下さい。 うちも冬季釣場を開設しているがシーズン券があります。今回シーズン券は対象になっていないので、ご検討いただきたいと以上3点御検討お願いします。
議長	委員への回答も含めて、次回回答をお願いします。 それでは、埼玉東部漁協の遊漁規則の変更と武蔵漁協遊漁規則の変更 についての事前協議については以上といたします。
事務局	先ほどの委員御質問について、コイヘルペスウイルスの霞ケ浦の試験が3ケ月から1年で発症するデータは平成18年ごろのものです。 現在県内の沼などで試験を実施中なので、結果がでましたらまた御報告したいと思います。
委員	はい。了解しました。

司 会

委員の皆様には慎重なご審議と貴重なご意見をありがとうございました。一部お聞き苦しい点があり申し訳ありませんでした。次回は例年5月に開催していますが、新型コロナウイルス感染症の状況をみて開催時期や方法を決めたいと思います。以上をもちまして、第414回の内水面漁場管理委員会の会議を終了します。